

県庁不正経理 不正経理調査特別委員会(県警の追加調査)

2月4日、第10回の「不正経理調査特別委員会」で県警の追加調査結果の報告がされました。

【不適正処理額】

単位：千円

調査対象額	突合できたもの	不適正処理額	不適正処理率	突合できなかったもの
7,532,528	5,358,728	393,401	7.3%	2,173,800

県警の実態

推定される**不適正額は 570,627千円**(393,401千円 + 2,173,800千円 × 7.3%から a ~ g 分類の出現率で算定)

国、県への職員の**返還額は 24,860千円**

* 国庫補助金はその目的以外に使用された場合は全額と加算金の国に返還します。この不正経理のため、約33000千円を返還します。このうち、公的使用であったとの理由で **約22,000千円を県費から返還**しようとしています。

分類	考 え 方	職員の返還率 (%)	出現率 (%)
a	支出伝票の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	0	77.37
b	支出伝票の内容と異なる物品として、業務に使用する消耗品が納入されているもの	10	18.15
c	支出伝票の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品(備品等)が納入されたもののうち、現物を確認できるもの	10	4.15
d	支出伝票の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品(備品等)が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの	全額	0
e	公金の支出として不適当だが、消耗品などであり現物を確認でき、かつ、職場において使用したもの	全額	0.28
f	公金の支出として不適当で、消耗品などであり、現物を確認できないが組織として使用したもの	全額	0.04
f'	ア：返金させた現金などを組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの イ：返金させた現金などを使用せずに保管しているもの	0	0
g	私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使金が不明なもの	全額	0



突合できない主要な要因は業者帳簿が無いということだが、業者帳簿が無かったのは、提出されなかったのか？
また、何業者中どのくらいか？

83業者中、68業者協力を得られた。それ以外は協力を得られなかった。

業社帳簿が全く出てこない業者はあるのか？

ある。

業者帳簿の出ない業者のプール金は 不明です。
業者帳簿と県の支出伝票と突合できなかった金額は、**約7.3%分を a ~ g 分類の発生率**に応じて按分されます。突合できなかった不明金額の中にも返還されないプール金がある。だから突合できないものについてももしっかり調査すべきと、川本さんは訴えています。

